

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年7月8日

福島県会津若松建設事務所長 野地 重和

工事（委託業務）番号	第24-41340-0149号
工事（委託業務）名	ダム（メンテ）工事（管理用制御処理設備）
質 問 事 項	
<p>1. 図面番号4/37 東山ダムシステム構成図（更新後）の中に、「放流操作装置2（過年度設置済）」がありますが、契約後であれば、この装置の機能についてすみやかに情報開示していただけるでしょうか。</p> <p>2. 本工事は内訳書に週休二日補正なしと記載されていますが、契約後に協議可能でしょうか。</p> <p>3. 技能士の活用の項目において配置可能な監理技術者、主任技術者または1級技能士には入社後3か月経過が加点の必要条件でしょうか。</p> <p>4. 技能士の活用の項目において技能士資格は下請けから2人を配置した場合2人分として計算されると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>5. 福島県の公共工事に係る総合評価方式参加の手引き 総合評価方式 様式関係記載留意事項技術者確保数の項目において、「5. 監理技術者又は主任技術者となり得る資格要件を満たす必要はありますが、総合評価点評価基準（別記2又は別記3）特記事項に示す技術者としての資格を保有する必要はありません。」という一文は別記2の※5の技術者保有資格を保有する必要はないと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>6. 簡易型において配置予定技術者が別記2※5の技術者保有資格はないが施工能力や工事実績の実績がある場合加点の対象と考えるよろしいでしょうか。</p> <p>7. 放流操作装置について (1) 頁1-3 「1-9 更新方法における留意点」において、(1). 放流操作装置2の流用及び(3)契約後3か月以内に二重化とあり技術面・納期面から事実上既設設備開発業者のみでしか対応できない内容になっています。 然すれば、既設設備開発業者と随意契約で行うべきと考えます。 もし随意契約が困難であるならば、公平性の観点から既設「放流操作装置2」の残置に拘らない方法（具体的には「放流操作装置1」、「放流操作装置2」の新替）を認めていただけないでしょうか。ただし、この方法により、実施工程にも影響があります。その点は下記2項での質問内容となります。</p>	

(2) 特記仕様書記載の3年度かけての段階更新とする工程案は、あくまで参考例であって、契約最終年度での一括更新でも問題ないということでしょうか。

段階更新が必須の場合は、その理由をご教示いただき、一括更新でも課題が克服できる場合は、一括更新も認めて頂けますでしょうか。

#### 8. 右岸上流カメラについて

(1) カメラ本体は既設流用で、カメラ中継盤のみ更新対象と見受けられますが、その場合、PoE インジェクタは必要でしょうか。必要な場合、仕様をご教示いただけませんか。

(2) 機器仕様書に記載されているカメラ表示端末 PC のスペック以上のものであればブラウザからカメラへアクセスするだけで操作できるものでしょうか。

あるいはそうでない場合、カメラ表示端末 PC との通信に必要な通信仕様等は開示いただけるという認識でよろしいでしょうか。

### 回 答 事 項

1. 「放流操作装置2」の機能については仕様書に定めるとおりであり、受注者が契約後、現地にて実機の確認を行うものとします。

2. 週休二日補正の協議については、本工事は作業の大部分が現地外作業であること、契約後3か月以内に放流操作装置1・2を接続、二重化を図る等の明確な工程上の制約があること、休日等であってもシステムの不具合対応が必要であること、等により協議の対象外とします。

3. 今回の工事では、技術者確保数が指定人数(4名)未満の場合の「技能士の活用」の設定はしておりません(当該項目は加点しません)。

4. 3と同様に今回の工事では、技術者確保数が指定人数(4名)未満の場合の「技能士の活用」の設定はしておりません(当該項目は加点しません)。

5. 別記2の※5の技術者保有資格は「配置予定技術者の技術力」の「資格の保有年数」のみに該当するもので、技術者確保数の評価には該当しません(必要ありません)。

6. 5と同様に別記2の※5の技術者保有資格は施工能力や工事成績の実績の評価には該当しません(加点の対象になります)。

#### 7.

(1) 既設放流操作装置が老朽化により故障が頻発したため、放流操作装置2を既設設備開発業者以外で緊急的に先行導入した経緯があります。このため放流操作装置2は更新を行う必要がないことから新替については受注後に受注者の承諾行為とします。二重化を行う時期については、ダムの安定的管理運用を行うため早急に必要であり、仕様書のとおり3か月以内とします。

(2) ダム全体のシステムが老朽化のため、早急に設備の安定した稼働を確保する必要があること、一括更新での不具合リスクの排除等の理由により、ダムの安定的管理運用を行うため段階更新とします。

8.

(1) PoE インジェクタは仕様書のとおり必要となります。詳細な仕様等については受注者に既存図書を貸与します。

(2) 操作方法や仕様等については、受注者に既存図書を貸与します。